参考　「部落史の見直し」と教育内容の創造

「部落史の見直し」の経緯

これまで部落の歴史については、支配者が意図して部落をつくり、悲惨な生活を強いて、人々がいやがる仕事を強要した、そして、こうした生活状況に基づいて部落に対する差別意識が生み出され維持されてきたと考えられ、同和教育のなかで広められ、また教科書にも同様の内容が記述されていました。

ところが、同和対策事業の進捗によって部落の環境改善が進み、部落住民の生活状況が急速に向上していったにもかかわらず、部落に対する差別意識を解消することはできませんでした。差別意識が部落内外の格差に起因するものだというような説明は成り立たなくなり、部落問題についての新しい理解の枠組みの提示が要請されるようになりました。

一方、本県では、昭和５０年代後半から県内各地で部落に関わる歴史的資料（以下、史料）の発掘と研究が大きく進み、それまでの部落史の見方をくつがえすような成果が次々と発表されました。

こうした動向を踏まえ、昭和６３(1988)年、県は「同和問題に関する県民啓発活動の基本方針」を策定し、「同和地区の生活実態、物的環境」が「かなりの水準まで改善されてきた」状況を受け、それまでの県民啓発を抜本的に見直し、「発掘された資料や研究に基づく新しい歴史観に立った同和地区の歴史・創造してきた文化等」により啓発を進めることを提起しました。

これを受け、県教委は、平成元(1989)年に教育長を委員長とする同和問題関係史資料調査委員会を設置し、県内に残された史料の調査、収集とその分析を進め、その成果を、平成３(1991)年度に『同和教育の手びき　第３４集　部落問題学習の充実をめざして―「部落史の見直し」と教育内容の創造―』としてとりまとめ、「部落史の見直し」を提起しました。さらに、「部落史の見直し」の内容の深化と充実を進めていくために、平成５(1993)年１２月に県立同和問題関係史料センター（以下、史料センター）を開所しました。

史料センターでは、設置から２０年余りの間に、県内外から１２万点を超える史料を調査・収集し、現在もなお調査活動を続けています。収集された史料には、部落だけではなく、多様な被差別民衆や女性、障害のある人の歴史にかかわるものも多く含まれています。こうした調査・研究の成果については、史料センターの刊行物や講座や研修の機会を通じて、教育現場のみならず広く県民に理解されるように取組を進めてきました。また、平成１２(2000)年度には、それまでの成果のとりまとめとして『奈良の被差別民衆史』を刊行しました。また、平成２９(2017)年度には、リーフレット『すべての人が尊重される地域社会をめざして―「部落史の見直し」から考える―』を刊行し、「部落史の見直し」の成果の普及に努めています。

「部落史の見直し」の概要

「部落史の見直し」の概要を整理すると以下のようになります。

① 奈良県内では史料で確認される限り、鎌倉時代には現在の部落に系譜的に連続すると考えられる人々の存在が確かめられ、奈良県内の部落の多くは、遅くとも戦国時代までにその存在を確かめることができ、江戸時代の支配者が支配の都合のために「穢多」身分をつくったというような従来の理解は成り立たなくなりました。

② 残された史料から、周辺村落に遜色ない規模の田畑と水利権や入会権など農業に必要な諸権利をもち、安定した経済力をもっていたことや、「草場」と呼ばれる「穢多」村に固有の権益をもち、皮革や膠、履物などの産業も発達したことによって、周辺村落を超える経済力をもつ「穢多」村

があったことが明らかになり、江戸時代の「穢多」村は農業の機会を奪われ、人のいやがる仕事を押しつけられた結果、貧困で悲惨な生活を強いられてきたというような従来の理解は成り立たなくなりました。

③　残された史料からは部落と周辺地域社会の多様な交流が存在したこと、そうであるにもかかわらず周辺地域社会から蔑視・賤視・忌避・排除を受けてきたことが明らかになり、部落は周辺の村や町から排除され、対等なつきあいは全くできなかったというような単純な枠組みでは理解できない地域社会の複雑な様相が明らかになりました。

④　周辺地域社会から蔑視・賤視・忌避・排除を受けるのは「穢多」村だけでなく、同様な蔑視・賤視・忌避・排除を受ける様々な被差別民が存在したことも明らかになりました。

このような史料の発掘と研究の深化は、奈良県以外の各地でも進展していきました。その結果、社会科教科書の記述も大きく書き改められるに至っています。

「部落史の見直し」と教育内容の創造

「部落史の見直し」は単に新しい歴史的事実を示したものではなく、部落問題をどのように理解するかということの根幹にかかわる問題を提起したものです。

「部落史の見直し」によって、部落問題は日本社会に歴史的に存在してきた多様な差別問題の一つであったことが明らかになりました。これまで、部落問題は、他の人権課題から孤立した特異な問題だと理解されがちでしたが、むしろ部落問題を多様な人権課題の一つに位置付け直すことが、「部落史の見直し」が明らかにした史実に即するものであり、また問題解決への道筋を示すことにもつながっていくと考えます。

さらに、「部落史の見直し」によって、部落問題が、私たちが生活している地域社会における部落内外の関係の有り様の問題であることが明らかになり、その解決のためには、部落差別を生起し温存してきた地域社会の諸関係の改編こそが必要だと考えます。

では、そのために、どのような学習内容の構築が必要なのでしょうか。

歴史学習が史実に基づいて行わなければならないということは言うまでもありませんが、部落の歴史に関する学習を再構築すれば、部落問題の解決が展望できるわけではありません。必要なのは、部落問題について科学的認識を培うことができるような部落問題学習の内容を創り出していくことです。つまり、部落がその生活実態とはほとんど無関係に周辺地域からの蔑視・賤視・忌避・排除を受け続けてきたのはなぜか、また、その解決のためにどのような取組が必要なのかといった部落問題の解決への道筋が明らかになるような学習内容の創造が要請されています。

そのためには、部落問題に関する基本的事項についての学習とともに、部落差別を生起させ現在にまで残している地域社会に関する学習が不可欠になります。地域社会の歴史や文化、現状について深く知ることを通じて、特定の人々を抑圧したり、排除したりしない開かれた地域社会をつくり出していくことができるような取組が求められています。

学校教育においては、児童生徒の発達段階や、地域の実態等を踏まえ、部落問題の基本的事項に関する学習、地域社会についての興味関心を醸成する学習、地域社会に存在する課題を確認し、その解決のための方途を考察する学習等を系統的に構築していくことが必要です。

さらに、「部落史の見直し」が提起した内容を踏まえて部落問題学習を再構築していくことは、地域社会の改編を通じて、人権の確立された社会を展望するものへと発展していくはずです。その意味で、「部落史の見直し」は、部落問題学習にとどまらず、人権教育全体の推進にとっても大きな意味をもつものと考えます。